

学校法人順天堂における公益通報者の保護等に関する規則

平成27年4月1日
令和5年2月1日
令和7年10月1日
令和7年11月1日
改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人順天堂（以下「本法人」という。）における法令違反行為（その恐れのある行為を含む。以下「法令違反行為」という。）を早期に把握して解決するとともに、公益通報者（以下「通報者」という。）の保護その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「部門」とは、順天堂大学（以下「本学」という。）大学院研究科、学部、医学部附属病院、機構、研究所・センター及び事務部門をいう。
- (2) 「学生」とは、本学の大学院学生及び学部学生、研究生、外国人研究生、専攻生その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。

(通報)

第3条 この規則における通報は、本条第1号から第5号の規定に基づく通報以外の通報で、法令違反行為に関して、本法人が設置する通報窓口に対してなされる通報をいう。

- (1) 学校法人順天堂におけるハラスメントの防止等に関する規則
- (2) 順天堂大学利益相反マネジメント規則
- (3) 順天堂大学医学系研究利益相反マネジメント規程
- (4) 順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規則
- (5) 学校法人順天堂個人情報保護管理規則

(利用対象者の範囲)

第4条 この規則に基づき通報を行うことのできる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本法人役員、教職員、嘱託、契約職員その他本法人と雇用関係を有する者
- (2) 「労働者派遣事業の適正運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号」に定める派遣労働者（以下前号及び本号をまとめて「教職員等」という。）
- (3) 本法人の委託により学内で業務を提供する者
- (4) 本学に在籍する学生
- (5) 本法人と業務委託関係にあるフリーランス（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第1項及び第2項で規定する「特定受託事業者」及び「特定受託業務従事者」）をいう。）
- (6) 本法人退職日の前1年以内において前各号のいずれかであった者

(通報窓口)

第5条 通報窓口は、次の通りとする。

- (1) 法人法務・コンプライアンス室
- (2) 法人が委任した学外の弁護士又は法律事務所（以下「学外通報窓口」という。）

2 通報窓口の責任者（以下「通報窓口責任者」という。）は、法人法務・コンプライアンス室長とする。ただし、法人法務・コンプライアンス室長が被通報者の場合には第8条に定める通報処理責任者が通報窓口責任者を指名する。

3 通報を受け付けた学外通報窓口の担当者は、通報窓口責任者に対し通報内容を連絡する。

4 通報窓口責任者は、通報を受け付けたとき、通報者に対し、すみやかに通報を受け付けた旨を文書又は電子メールにて通知する。ただし、学外通報窓口にて受け付けた場合は、学外通報窓口を通じて通報者に通知するものとする。

(通報の方法)

第6条 通報は、原則として氏名、所属部署等を記入のうえ、電子メール、書面又はFAXで行うものとする。ただし、第4条に該当する者であることを明らかにした場合、匿名により通報を行うことを妨

げない。

(通報の誠実性)

第7条 通報者は、事実と反することを知りながら行う通報、もっぱら個人的利益を図る目的で行う通報又は誹謗・中傷目的による通報その他の誠実性を欠く通報を行ってはならない。

2 前項に該当する通報は、この規則に基づく通報には該当しない。

(通報処理責任者)

第8条 通報の処理を統括するために通報処理責任者を置き、学校法人順天堂リスク管理規則第4条第2項にて規定するリスク管理統括責任者をこれに充てる。

2 通報処理責任者に関係する事案の場合は、理事長が通報処理責任者として担当理事を指名する。

(利益相反の排除)

第9条 通報処理責任者は、通報された事案に関係する者等、公正な通報対応業務の実施を阻害するおそれのある者を通報対応業務に関与させてはならない。

(公益通報対応業務従事者)

第10条 通報窓口に関し、法第11条第1項に定める公益通報対応業務従事者(以下「従事者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 通報処理責任者

(2) 法人法務・コンプライアンス室長

(3) 被通報者の所属する部門長

(4) 第8条第2項に該当する担当理事

(5) 当該通報に係る通報対応業務に従事し、かつ当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者

2 通報処理責任者は、前項に基づき従事者を定めた場合、当該従事者に対し、書面等によりその旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任等その他必要な事項を通知する。

(予備調査)

第11条 通報窓口責任者は、通報を受け付けたとき又は外部通報窓口から通報を受けた旨の連絡があったときは、通報処理責任者にその旨を報告する。

2 通報処理責任者は、前項の報告により予備調査実施の必要性を判断し、予備調査を行う場合には、通報窓口責任者に対し、通報対象事実の確認、証拠資料の確保等の予備調査の開始を指示する。

3 前項において、通報内容に関する調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに通報者に通知する。

4 通報窓口責任者は、予備調査にあたっては、通報者、利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

5 通報窓口責任者は、予備調査の結果を直ちに通報処理責任者に報告しなければならない。

(調査委員会)

第12条 通報処理責任者は、前条第5項の報告により予備調査の結果を判断し、必要と認められた場合には、調査委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

2 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 通報窓口責任者

(2) 内部監事から1名

(3) 本学専任教職員 2名以上4名以内(うち1名は専門的な知識を有する学識経験者とする。)

3 通報処理責任者は、必要に応じて学外の専門的な知識を有する学識経験を委員として加えることができる。

4 委員会には委員長を置き、前項第1号の委員をこれに充てる。

5 委員会において決すべき事項が生じた場合には、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

6 調査委員会は、事実関係を明らかにするために面談及び資料等に基づき公正かつ客観的な方法により調査を実施しなければならない。

7 委員長は、調査結果について通報処理責任者を経て理事長に報告するものとする。

8 委員会は、調査にあたっては、通報者、利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(調査協力義務)

第13条 予備調査及び調査委員会による調査(以下「調査等」という。)を受ける教職員等(以下「被

調査者」という。)は調査等に協力する義務を負うものとする。

- 2 被調査者は、調査等にあって、事実の隠匿若しくは歪曲又は虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。

(是正措置)

第14条 調査等の結果、通報対象事実があると認められるときは、通報処理責任者は、当該事実が発生した又は発生するおそれのある部門の長(以下「部門長」という。)に対して是正措置、損失拡大の防止及び再発防止等(以下「是正措置等」という。)の実施を求める。

- 2 通報処理責任者は、調査等の結果、通報内容の関与者について懲戒処分が相当であると思料する場合、その旨を理事長へ上申することができる。

- 3 部門長は、是正措置等の実施方針を策定し、通報処理責任者に報告しなければならない。

(通報者への通知等)

第15条 通報窓口責任者は、通報者に対し、調査等の結果の報告及び前条に基づく是正措置等を文書により遅滞なく通知するものとする。なお、外部受付窓口にした通報については、外部受付窓口を通じて当該通報者に通知するものとする。

(通報者に対する不利益な取り扱いの禁止)

第16条 通報者は、通報を行ったことを理由として、解雇、労働者派遣契約の解除、その他の不利益な取扱い(降格、減給、派遣労働者の交代を求めること、処分、損害賠償請求等)及び嫌がらせ(以下あわせて「不利益な取扱い」という。)を受けないものとする。

- 2 教職員等及び学生は、通報者に対して通報を行ったことを理由として、一切の不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 教職員等及び学生は、通報者に関する情報を知り得た場合でも、第10条以外の者(被通報者を含む。)に通報者に関する情報及び通報内容を漏洩してはならない。

- 4 通報窓口責任者は、通報者が不利益な取扱いを受けていないか、監視、監督し、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置を行う。

- 5 教職員等及び学生は、通報者の探索を行ってはならない。

- 6 教職員等及び学生は、通報案件に係る調査に協力した者に対し、調査に協力したことを理由として一切の不利益な取扱いをしてはならない。

- 7 不利益な取扱いを受けている旨の連絡が通報者からあった場合には、通報窓口責任者は、関連部署と共同で事実関係の調査を行い、その調査結果を通報処理責任者に報告する。

- 8 前項の調査の結果、通報者に対する不利益な取扱いが確認された場合は、通報処理責任者は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に訴求して解消させるとともに、行為者が教職員の場合は、法人の所定の手続きを経て、処分を行うことがある。

(守秘義務)

第17条 従事者及び委員会の委員、被調査者その他通報案件に関与した全ての者(通報者は除く。)は、通報者に関する情報、通報内容、調査等の結果その他通報案件に関する情報を第三者に開示してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、次の各号により開示する場合はこの限りではない。

- (1) 法令に基づき開示する場合

- (2) 調査又は対策を実施するために、やむを得ず通報案件に関する情報を開示する必要があると通報窓口責任者が判断した場合

- 2 前項に基づき通報者情報を開示する場合は、通報者に対してあらかじめ通知するものとする。

(通報者の守秘義務)

第18条 通報者は、通報が受理された旨の通知を受けた場合、通報の内容を第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 法令に基づき開示する場合

- (2) 調査の必要性を認めるに足る通報がなされた後20日を経過しても、本学から通報に基づく調査を行う旨の通知がない場合又は本学が正当な理由なく調査に着手しない場合

- 2 通報者は、通報窓口責任者又は外部通報窓口から通知された調査結果等の情報を第三者に開示してはならない。

(通報妨害・調査妨害の禁止)

第19条 教職員等及び学生は次の各号に定めることを行ってはならない。

- (1) 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査の妨げとなる行為

- (2) 通報窓口への通報を妨げる行為

(関係者の排除)

第20条 この規則に定める手続きに当たる者が、自らが通報内容に関係する場合は、通報の処理に関与してはならない。

(記録の保管)

第21条 法人法務・コンプライアンス室は、通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管するものとする。

(改廃)

第22条 この規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和7年11月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日より施行する。